

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、総合整備計画を別紙のとおり策定し、議会の議決を求める。

総合整備計画書

広島県安芸高田市高宮町船木 用地辺地

(辺地の人口 52 人、面積 3.4k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

安芸高田市高宮町船木 用地地区

(2) 地域の中心の位置

安芸高田市高宮町船木字上用地 10497 番地

(3) 辺地度点数 189 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

用地地区においては、携帯電話 4 事業者の電波が届きません。地区内には土砂災害警戒区域が 3 箇所あり、固定電話回線が切断され孤立する世帯が生じた場合、救助要請などの連絡手段が無く不安な状況です。また、過去には屋外作業中に起こった事故で、携帯電話電波の届く場所まで移動し通報したため、消防署への救急搬送要請が遅れた事例などがあり、携帯電話不感地域解消が喫緊の課題です。

用地地区内に携帯電話鉄塔を整備することにより、地区内住民の日常生活の便利さの享受や災害時の不安解消を実現します。

3 公共的施設の整備計画

工事 令和 5 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	

携帯電話鉄塔 (工事)	安芸高田市	33,000	16,500	16,500	16,500
合 計		33,000	16,500	16,500	16,500